

大和市公告第20号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、大和農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する法第12条第2項の規定により変更後の大和農業振興地域整備計画を大和市環境施設農政部農政課において公衆の縦覧に供する。

なお、法第13条第4項の規定において準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果は次の通りである。

令和6年3月7日

大和市長 古谷田 力

1 提出された意見書の要旨

意見書なし

2 意見書の処理の結果

処理なし